

じょうほう

しゅとく

いしそつう

しえん

情報の取得と意思疎通への支援

市では、障がいのある人が、障がいの特性に応じて容易に情報を取得することができ、障がいのある人との人がお互いに意思を疎通することができるよう支援します。

また、手話は言語であるという認識のもと、手話の理解や普及を図ります。



じりつ

しゃかい

さんか

しえん

自立と社会参加への支援

市では、障がいのある人の就労を促進するとともに、安全で快適に利用できる交通手段が提供され、障がいのある人の自立と社会参加が促進されるよう支援します。



しょう

りゆう

さべつ

たい

そだんだいせい

障がいを理由とする差別に対する相談体制

市では、障がいのある人などから、障がいを理由とする差別などについて、相談に応じる体制をつくります。

また、「青森市障がい者差別解消調整委員会」を設置し、相談による解決が困難な場合に、助言またはあっせんによる解決を図ります。



障がいのある人やその家族などは、市に対し、障がいを理由とする差別に関する相談ができます。

**障がいのある人や
その家族など**

相談

窓口

事実確認・調査

必要な説明・助言



相談窓口 青森市福祉部 障がい者支援課 電話 017-734-5319(直通)

【お問い合わせ】

青森市福祉部 障がい者支援課

〒030-8555 青森市中央1丁目22番5号

電話：017-734-2317 (直通) FAX：017-734-5329

あおもりし
青森市

障がいのある人もない人も 共に生きる 社会づくり条例

平成29年4月1日施行



青森市では、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深め、障がいのある人に対する差別を解消し、障がいのある人の権利を尊重するための取組を推進していくことが必要であると考え、「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定しました。

市民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

あおもりし
青森市

障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指して

障がいを理由とする差別の禁止

全ての市民は、障がいのある人に対して、「障がいを理由とする差別※1」のほか、権利利益を侵害する行為をしてはいけません。



社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮

市は、障がいのある人にとって、毎日の生活を送る上で支障となる「社会的障壁※2」をなくしていくために、「合理的配慮※3」をしなければなりません。また、市民・事業者は、合理的配慮をするよう努めなければなりません。



【合理的配慮が必要な場面】

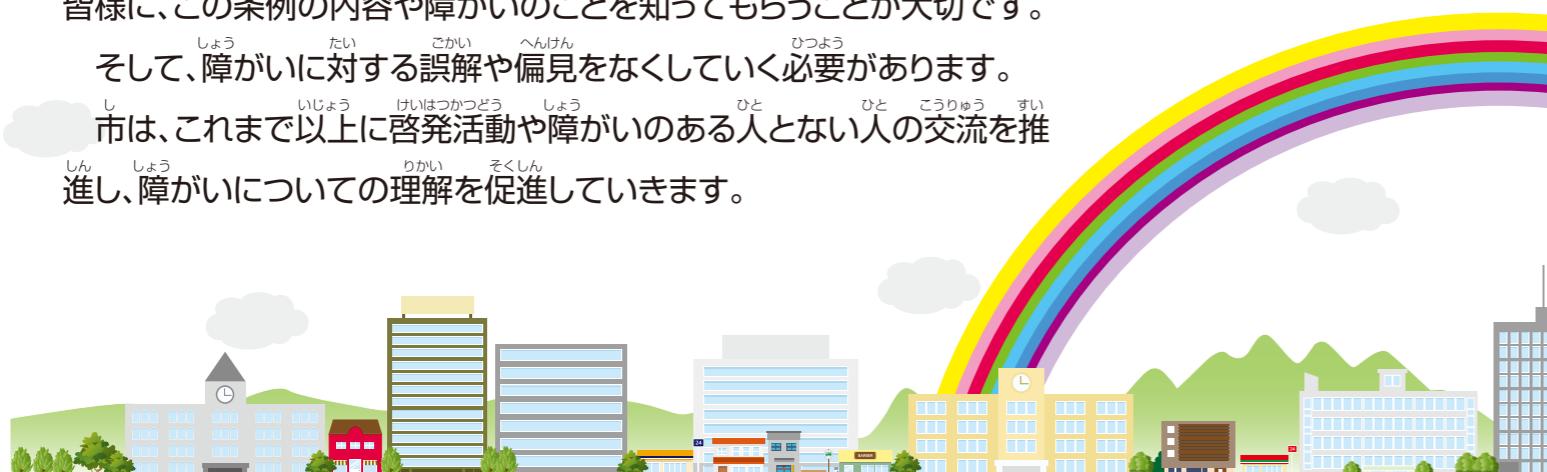
- ◆ 医療、教育、療育その他福祉サービスを提供するとき。
- ◆ 施設・公共交通機関を利用するとき。
- ◆ 情報を提供及び受領するとき。
- ◆ 災害時及び緊急時に援護するとき。
- ◆ 商品の販売、不動産の取引、サービスを提供するとき。
- ◆ 雇用するとき。
- ◆ その他合理的配慮が必要なとき。



障がいについての理解促進

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくっていくためには、市民のみなさまに、この条例の内容や障がいのことを知ってもらうことが大切です。

そして、障がいに対する誤解や偏見をなくしていく必要があります。市は、これまで以上に啓発活動や障がいのある人とない人の交流を推進し、障がいについての理解を促進していきます。



※1 障がいを理由とする差別とは

直接的、間接的なものにかかわらず、不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害することをいいます。

たとえば…

- 障がいを理由に、商品やサービスの提供を拒否する。
- 障がいを理由に、窓口の対応を拒否したり、順序を後回しにしたりする。
- 障がいを理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めるなどの条件をつける。



※2 社会的障壁とは

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁となる次のようなことを社会的障壁といいます。

- 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- 制度(利用しにくい制度など)
- 慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)
- 観念(障がいのある人への偏見など)



※3 合理的配慮とは

障がいのある人から、社会的障壁を取り除いてほしいと思の表明があつた場合に、そのことが負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための配慮を合理的配慮といいます。

たとえば…

- 聴覚障がいのある人と意思を伝え合うために、筆談や手話などで対応する。
- 通路に段差がある場合、車いすの前輪を上げる手助けなどをする。
- 障がいの特性に配慮し、会議資料の文字を大きくしたり、振り仮名をつけたりする。



ここに紹介したものはあくまでも一例です。
必要な合理的配慮は人それぞれ違います。
障がいの種類ごとに必要な配慮をまとめたハンドブックを作成しましたので、市役所障がい者支援課へお問い合わせください。

